

国別対外債権残高報告書(1/2)
(年 月末現在)

財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報告者： _____

名称及び
代表者の氏名 _____

所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名(電話番号) _____

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード(1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高													
			短 期				中 期						長 期			
			貸付金	その他	うち 資金放出	計	貸付金	その他	うち 資金放出	有価証券 (うち円建)	計	残 存 期 間 別 区 分				
1年以内	1年超 2年以内	2年超										分類不能				
ミャンマー	122															
中国	105															
香港	108															
インド	123															
インドネシア	118															
北朝鮮	104															
韓国	103															
ラオス	121															
マレーシア	113															
ネパール	131															
パキスタン	124															
フィリピン	117															
シンガポール	112															
スリランカ	125															
台湾	106															
タイ	111															
ベトナム	110															
その他	700															
アジア州計	008															
アルゼンチン	413															
ボリビア	408															
ブラジル	410															
チリ	409															

国別対外債権残高報告書(1/2)
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード(1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高													
			短 期				中 長 期						残 存 期 間 別 区 分			
			貸付金	その他	うち 資金放出	計	貸付金	その他	うち 資金放出	有価証券 (うち円建)	計	1年以内	1年超 2年以内	2年超	分類不能	
コ ロ ン ビ ア	401															
コ ス タ リ カ	311															
エ ク ア ド ル	406															
メ キ シ コ	305															
ニ カ ラ グ ア	310															
ペ ル ー	407															
ウ ル グ ア イ	412															
ベ ネ ズ エ ラ	402															
そ の 他	725															
ラテンアメリカ計	015															
ク ウ ェ ー ト	138															
カ タ ー ル	140															
サウジアラビア	137															
アラブ首長国連邦	147															
バ ー レ ー ン	135															
イ ラ ン	133															
イ ラ ク	134															
リ ビ ア	505															
オ マ ー ン	141															
エ ジ プ ト	506															
イスラエル	143															
ヨ ル ダ ン	144															
レ バ ノ ン	146															

(日本産業規格B4)

国別対外債権残高報告書(1/2)
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード(1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高													
			短 期				中 長 期						残 存 期 間 別 区 分			
			貸付金	その他	うち 資金放出	計	貸付金	その他	うち 資金放出	有価証券 (うち円建)	計	1年以内	1年超 2年以内	2年超	分類不能	
シ リ ア	145															
イ エ メ ン	149															
そ の 他	705															
中 近 東 計	005															
アルジェリア	503															
エチオピア	538															
ガボン	531															
コートジボワール	516															
ケニア	541															
モロッコ	501															
リベリア	515															
ナイジェリア	524															
ニジェール	525															
セネガル	510															
コンゴ民主共和国	533															
タンザニア	543															
南アフリカ	551															
ザンビア	554															
エスワティニ	556															
そ の 他	730															
アフリカ州計	006															
ベルギー	208															
ルクセンブルク	209															

(日本産業規格B4)

国別対外債権残高報告書(1/2)
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード(1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高													
			短 期				中 長 期						残 存 期 間 別 区 分			
			貸付金	その他	うち 資金放出	計	貸付金	その他	うち 資金放出	有価証券 (うち円建)	計	1年以内	1年超 2年以内	2年超	分類不能	
フランス	210															
ドイツ	213															
イタリア	220															
オランダ	207															
スウェーデン	203															
スイス(BISを含む)	215															
英 国	ガーンジー	041														
	ジャージー	043														
	マン島	060														
オーストリア	225															
デンマーク	204															
アイルランド	206															
アイスランド	201															
スペイン	218															
ポルトガル	217															
フィンランド	222															
ノルウェー	202															
ギリシャ	230															
トルコ	234															
	セルビア	711														
	クロアチア	241														
	スロベニア	242														

国別対外債権残高報告書(1/2)
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード(1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高													
			短 期				中 長 期						残 存 期 間 別 区 分			
			貸付金	その他	うち 資金放出	計	貸付金	その他	うち 資金放出	有価証券 (うち円建)	計	1年以内	1年超 2年以内	2年超	分類不能	
旧ユーゴスラビア	712															
その他	710															
西 欧 諸 国 計	003															
アルバニア	229															
ブルガリア	232															
チェコ	245															
スロバキア	246															
旧チェコ・スロバキア	716															
ハンガリー	227															
ポーランド	223															
ルーマニア	231															
エストニア	235															
ラトビア	236															
リトアニア	237															
アルメニア	151															
アゼルバイジャン	150															
ベラルーシ	239															
ジョージア	157															
カザフスタン	153															
キルギス	154															
モルドバ	240															
ロシア	224															
タジキスタン	155															

国別対外債権残高報告書(1/2)
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード(1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高													
			短 期				中 長 期						残 存 期 間 別 区 分			
			貸付金	その他	うち 資金放出	計	貸付金	その他	うち 資金放出	有価証券 (うち円建)	計	1年以内	1年超 2年以内	2年超	分類不能	
トルクメニスタン	156															
ウクライナ	238															
ウズベキスタン	152															
旧ソ連	717															
その他	715															
東欧諸国計	004															
カナダ	302															
米国	304															
バハマ	315															
バミューダ諸島	314															
ケイマン諸島	328															
キューバ	321															
ジャマイカ	316															
蘭領アンチル	326															
パナマ	312															
トリニダード・トバゴ	320															
その他	720															
カリブ海諸国計	014															
オーストラリア	601															
ニュージーランド	606															
パプアニューギニア	602															
フィジー	612															
その他	735															

(日本産業規格B4)

国別対外債権残高報告書(1/2)
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード(1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高													
			短 期				中 長 期							残 存 期 間 別 区 分		
			貸付金	その他	うち 資金放出	計	貸付金	その他	うち 資金放出	有価証券 (うち円建)	計	1年以内	1年超 2年以内	2年超	分類不能	
大 洋 州 計	007															
アジア開発銀行	757															
欧州投資銀行	755															
米 州 開 発 銀 行	754															
中米経済統合銀行	761															
アフリカ開発銀行	758															
国際復興開発銀行	751															
欧州鉄道金融公社	827															
北 欧 投 資 銀 行	756															
欧州評議会民生基金	826															
欧 州 連 合	821															
そ の 他	740															
国 際 機 関 計	009															
日 本	100															
合 計	000															

(日本産業規格B4)

国別対外債権残高報告書(2/2)
(年 月末現在)

財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報告者： _____

名称及び
代表者の氏名 _____

所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名(電話番号) _____

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード(1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高					他行の支店に対する債権		(現地通貨建現地向け残高)	
		合 計			うち		本店国籍 区分	支店所在地 国区分	債権	債務
		貸付金	その他	計	対公的機関	民間金融機関				
ミャンマー	122									
中国	105									
香港	108									
インド	123									
インドネシア	118									
北朝鮮	104									
韓国	103									
ラオス	121									
マレーシア	113									
ネパール	131									
パキスタン	124									
フィリピン	117									
シンガポール	112									
スリランカ	125									
台湾	106									
タイ	111									
ベトナム	110									
その他	700									
アジア州計	008									
アルゼンチン	413									
ボリビア	408									
ブラジル	410									
チリ	409									

(日本産業規格B4)

国別対外債権残高報告書(2/2)
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード(1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高					他行の支店に対する債権		(現地通貨建現地向け残高)	
		合 計			うち		本店国籍 区分	支店所在地 国区分	債権	債務
		貸付金	その他	計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関				
コ ロ ン ビ ア	401									
コ ス タ リ カ	311									
エ ク ア ド ル	406									
メ キ シ コ	305									
ニ カ ラ グ ア	310									
ペ ル ー	407									
ウ ル グ ア イ	412									
ベ ネ ズ エ ラ	402									
そ の 他	725									
ラテンアメリカ計	015									
ク ウ ェ ー ト	138									
カ タ ー ル	140									
サ ウ ジ ア ラ ビ ア	137									
アラブ首長国連邦	147									
バ ー レ ー ン	135									
イ ラ ン	133									
イ ラ ク	134									
リ ビ ア	505									
オ マ ー ン	141									
エ ジ プ ト	506									
イ ス ラ エ ル	143									
ヨ ル ダ ン	144									
レ バ ノ ン	146									

(日本産業規格B4)

国別対外債権残高報告書(2/2)
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード(1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高						他行の支店に対する債権		(現地通貨建現地向け残高)	
		合 計			うち			本店国籍 区分	支店所在地 国区分	債権	債務
		貸付金	その他	計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関	計				
シリア	145										
イエメン	149										
その他	705										
中近東計	005										
アルジェリア	503										
エチオピア	538										
ガボン	531										
コートジボワール	516										
ケニア	541										
モロッコ	501										
リベリア	515										
ナイジェリア	524										
ニジェール	525										
セネガル	510										
コンゴ民主共和国	533										
タンザニア	543										
南アフリカ	551										
ザンビア	554										
エスワティニ	556										
その他	730										
アフリカ州計	006										
ベルギー	208										
ルクセンブルク	209										

(日本産業規格B4)

国別対外債権残高報告書(2/2)
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード(1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高					他行の支店に対する債権		(現地通貨建現地向け残高)	
		合 計			うち		本店国籍 区分	支店所在地 国区分	債権	債務
		貸付金	その他	計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関				
フランス	210									
ドイツ	213									
イタリア	220									
オランダ	207									
スウェーデン	203									
スイス(BISを含む)	215									
英 国	ガーンジー	041								
	ジャージー	043								
	マン島	060								
オーストリア	225									
デンマーク	204									
アイルランド	206									
アイスランド	201									
スペイン	218									
ポルトガル	217									
フィンランド	222									
ノルウェー	202									
ギリシャ	230									
トルコ	234									
	セルビア	711								
	クロアチア	241								
	スロベニア	242								

(日本産業規格B4)

国別対外債権残高報告書(2/2)
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード(1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高					他行の支店に対する債権		(現地通貨建現地向け残高)	
		合 計			うち		本店国籍 区分	支店所在地 国区分	債権	債務
		貸付金	その他	計	対公的機関	民間金融機関				
旧ユーゴスラビア	712									
そ の 他	710									
西 欧 諸 国 計	003									
ア ル バ ニ ア	229									
ブ ル ガ リ ア	232									
チ エ コ	245									
ス ロ バ キ ア	246									
旧チェコ・スロバキア	716									
ハ ン ガ リ ー	227									
ポ ー ラ ン ド	223									
ル ー マ ニ ア	231									
エ ス ト ニ ア	235									
ラ ト ビ ア	236									
リ ト ア ニ ア	237									
ア ル メ ニ ア	151									
アゼルバイジャン	150									
ベラルーシ	239									
ジョージア	157									
カザフスタン	153									
キルギス	154									
モルドバ	240									
ロシヤ	224									
タジキスタン	155									

(日本産業規格B4)

国別対外債権残高報告書(2/2)
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード(1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高						他行の支店に対する債権		(現地通貨建現地向け残高)	
		合 計			うち		本店国籍 区分	支店所在地 国区分	債権	債務	
		貸付金	その他	計	対公的機関	民間金融機関					
トルクメニスタン	156										
ウクライナ	238										
ウズベキスタン	152										
旧ソ連	717										
その他	715										
東欧諸国計	004										
カナダ	302										
米 国	304										
バハマ	315										
バミューダ諸島	314										
ケイマン諸島	328										
キューバ	321										
ジャマイカ	316										
蘭領アンチル	326										
パナマ	312										
トリニダード・トバゴ	320										
その他	720										
カリブ海諸国計	014										
オーストラリア	601										
ニュージーランド	606										
パプアニューギニア	602										
フイジー	612										
その他	735										

(日本産業規格B4)

国別対外債権残高報告書(2/2)
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード(1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高						他行の支店に対する債権		(現地通貨建現地向け残高)	
		合 計			うち		本店国籍 区分	支店所在地 国区分	債権	債務	
		貸付金	その他	計	対公的機関	民間金融機関					
大 洋 州 計	007										
アジア開発銀行	757										
欧州投資銀行	755										
米 州 開 発 銀 行	754										
中米経済統合銀行	761										
アフリカ開発銀行	758										
国際復興開発銀行	751										
欧州鉄道金融公社	827										
北 欧 投 資 銀 行	756										
欧州評議会民生基金	826										
欧 州 連 合	821										
そ の 他	740										
国 際 機 関 計	009										
日 本	100										
合 計	000										

(日本産業規格B4)

国別対外債権残高報告書
(年 月末現在)

財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報告者： _____

名称及び
代表者の氏名 _____

所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名(電話番号) _____

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード(1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

(2) 合計 全対象与信 (クロスボーダー与信及び現地向け与信) 合算ベース、連結ベース、最終リスクベース
(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高				デリバティブ 関連与信	支払承諾 勘定残高	コミット済 未実行残高
		合 計						
		計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関	うち 現地向け			
ミャンマー	122							
中国	105							
香港	108							
インド	123							
インドネシア	118							
北朝鮮	104							
韓国	103							
ラオス	121							
マレーシア	113							
ネパール	131							
パキスタン	124							
フィリピン	117							
シンガポール	112							
スリランカ	125							
台湾	106							
タイ	111							
ベトナム	110							
その他	700							
アジア州計	008							
アルゼンチン	413							
ボリビア	408							
ブラジル	410							
チリ	409							

国別対外債権残高報告書
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード(1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

(2) 合計 全対象与信 (クロスボーダー与信及び現地向け与信) 合算ベース、連結ベース、最終リスクベース
(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高				デリバティブ 関連与信	支払承諾 勘定残高	コミット済 未実行残高
		合 計			うち 現地向け			
		計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関				
コ ロ ン ビ ア	401							
コ ス タ リ カ	311							
エ ク ア ド ル	406							
メ キ シ コ	305							
ニ カ ラ グ ア	310							
ペ ル ー	407							
ウ ル グ ア イ	412							
ベ ネ ズ エ ラ	402							
そ の 他	725							
ラテンアメリカ計	015							
ク ウ ェ ー ト	138							
カ タ ー ル	140							
サウジアラビア	137							
アラブ首長国連邦	147							
バ ー レ ー ン	135							
イ ラ ン	133							
イ ラ ク	134							
リ ビ ア	505							
オ マ ー ン	141							
エ ジ プ ト	506							
イスラエル	143							
ヨ ル ダ ン	144							
レ バ ノ ン	146							

(日本産業規格B4)

国別対外債権残高報告書
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード(1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

(2) 合計 全対象与信 (クロスボーダー与信及び現地向け与信) 合算ベース、連結ベース、最終リスクベース
(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高				デリバティブ 関連与信	支払承諾 勘定残高	コミット済 未実行残高
		合 計			うち 現地向け			
		計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関				
シ リ ア	145							
イ エ メ ン	149							
そ の 他	705							
中 近 東 計	005							
アルジェリア	503							
エチオピア	538							
ガボン	531							
コートジボワール	516							
ケニア	541							
モロッコ	501							
リベリア	515							
ナイジェリア	524							
ニジェール	525							
セネガル	510							
コンゴ民主共和国	533							
タンザニア	543							
南アフリカ	551							
ザンビア	554							
エスワティニ	556							
そ の 他	730							
アフリカ州計	006							
ベルギー	208							
ルクセンブルク	209							

(日本産業規格B4)

国別対外債権残高報告書
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード(1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

(2) 合計 全対象与信 (クロスボーダー与信及び現地向け与信) 合算ベース、連結ベース、最終リスクベース
(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高				デリバティブ 関連与信	支払承諾 勘定残高	コミット済 未実行残高
		合 計			うち 現地向け			
		計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関				
フランス	210							
ドイツ	213							
イタリア	220							
オランダ	207							
スウェーデン	203							
スイス (BISを含む)	215							
英 国	ガーンジー	041						
	ジャージー	043						
	マン島	060						
オーストリア	225							
デンマーク	204							
アイルランド	206							
アイスランド	201							
スペイン	218							
ポルトガル	217							
フィンランド	222							
ノルウェー	202							
ギリシャ	230							
トルコ	234							
	セルビア	711						
	クロアチア	241						
	スロベニア	242						

(日本産業規格B4)

国別対外債権残高報告書
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード(1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

(2) 合計 全対象与信 (クロスボーダー与信及び現地向け与信) 合算ベース、連結ベース、最終リスクベース
(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高				デリバティブ 関連与信	支払承諾 勘定残高	コミット済 未実行残高
		合 計			うち 現地向け			
		計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関				
旧ユーゴスラビア	712							
そ の 他	710							
西 欧 諸 国 計	003							
ア ル バ ニ ア	229							
ブ ル ガ リ ア	232							
チ エ コ	245							
ス ロ バ キ ア	246							
旧チェコ・スロバキア	716							
ハ ン ガ リ ー	227							
ポ ー ラ ン ド	223							
ル ー マ ニ ア	231							
エ ス ト ニ ア	235							
ラ ト ビ ア	236							
リ ト ア ニ ア	237							
ア ル メ ニ ア	151							
アゼルバイジャン	150							
ベラルーシ	239							
ジョージア	157							
カザフスタン	153							
キルギス	154							
モルドバ	240							
ロシ ア	224							
タジキスタン	155							

(日本産業規格B4)

国別対外債権残高報告書
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード(1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

(2) 合計 全対象与信 (クロスボーダー与信及び現地向け与信) 合算ベース、連結ベース、最終リスクベース
(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高				デリバティブ 関連与信	支払承諾 勘定残高	コミット済 未実行残高
		合 計			うち 現地向け			
		計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関				
トルクメニスタン	156							
ウクライナ	238							
ウズベキスタン	152							
旧ソ連	717							
その他	715							
東欧諸国計	004							
カナダ	302							
米国	304							
バハマ	315							
バミューダ諸島	314							
ケイマン諸島	328							
キューバ	321							
ジャマイカ	316							
蘭領アンチル	326							
パナマ	312							
トリニダード・トバゴ	320							
その他	720							
カリブ海諸国計	014							
オーストラリア	601							
ニュージーランド	606							
パプアニューギニア	602							
フィジー	612							
その他	735							

(日本産業規格B4)

国別対外債権残高報告書
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード(1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

(2) 合計 全対象与信 (クロスボーダー与信及び現地向け与信) 合算ベース、連結ベース、最終リスクベース
(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高				デリバティブ 関連与信	支払承諾 勘定残高	コミット済 未実行残高
		合 計			うち 現地向け			
		計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関				
大 洋 州 計	007							
アジア開発銀行	757							
欧州投資銀行	755							
米 州 開 発 銀 行	754							
中米経済統合銀行	761							
アフリカ開発銀行	758							
国際復興開発銀行	751							
欧州鉄道金融公社	827							
北 欧 投 資 銀 行	756							
欧州評議会民生基金	826							
欧 州 連 合	821							
そ の 他	740							
国 際 機 関 計	009							
日 本	100							
合 計	000							

(日本産業規格B4)

(裏面)

(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
- 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 3 本報告書は、次に掲げる区分に従い作成すること。

(1) 債権残高

① 合計・連結ベース

下記イ、ロ、ハの残高を連結ベース（本支店と海外現地法人間及び海外現地法人相互間の債権・債務（出資金を含む。）を相殺）により合計した残高。但し国別の分類は、与信先の国籍によること。

イ 本邦店

- ・ 円建・外貨建対非居住者債権残高（本支店勘定を除く。）
- ・ 対居住者債権残高のうち最終リスクが非居住者に帰するもの

ロ 海外店

- ・ 全通貨建債権残高（本支店勘定及び現地通貨建現地向け残高を除く。）

ハ 海外現地法人分

- ・ 全通貨建債権残高（現地通貨建現地向け残高を除く。）

② 合計・全対象与信（クロスボーダー与信及び現地向け与信）合算ベース、連結ベース、最終リスクベース

上記①のイ、ロ、ハに加え、現地通貨建て現地向け与信も加えた全対象与信を、連結ベース（本支店と海外現地法人間及び海外現地法人相互間の債権・債務（出資金を含む。）を相殺）により合計した残高。但し国別の分類は与信の最終リスクが所在する国によること。

(2) 支払承諾勘定残高

当該国のため確認するL/C及び債務保証等の残高

(3) コミット済未実行残高

中長期貸付（原契約期間が1年を超えるもの）について、コミット済であるが、未実行となっている残高。

(4) 現地通貨建現地向け債権債務残高

邦銀の海外店及び海外現地法人の現地通貨建現地向け取引については「現地通貨建現地向け残高」の「債権」、「債務」欄に外書記入（債権・債務の各残高に含めない。）とすること。

(5) デリバティブ関連与信

デリバティブを時価評価した際の評価益の残高。但し法的に有効なネットティング契約に基づく取引についてはこれを勘案すること。

4 債権残高について、短期（原契約期間が1年以内のもの）及び中長期（同1年を超えるもの）に区分し、さらに中長期については残存期間別に分類すること。なお、「分類不能分」区分には、商品勘定で保有している有価証券並びに直接投資及び株式など期間の定めのないものを記入すること。

5 本報告書様式に記載されていない国に対する残高がある場合には、当該国の属する地域の「その他」の欄に一括してその合計額を記入すること。

6 報告単位は、全て百万米ドル単位（小数第一位まで記入、第一位未満四捨五入）とし、米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

「国別対外債権残高報告書」の記載要領

1. 本報告全般に関して

- (1) 報告対象者、報告事項など
 - ① 報告対象者
 - ② 報告事項
 - ③ 連結の対象
- (2) 報告方法など
 - ① 報告の方法
 - ② 報告時期
 - ③ 報告単位

2. 記入上の留意点 <「(1) 合計(連結ベース)」、「(2) 合計(最終リスクベース)」共通>

- (1) 用語の定義
 - ① 居住者と非居住者
 - ② 所在地ベース
 - ③ 国籍ベース
 - ④ 最終リスクベース
 - ⑤ 連結ベース
- (2) 「債権残高」の対象となる取引

3. (1) 「合計(連結ベース)」記入上の留意点

- (1) 各項目の計上方法
 - ① 「債権残高」について
 - ② 「現地通貨建現地向け債権債務残高」について
 - ③ 「期間別区分」について
 - ④ 「債権別区分」について
 - ⑤ 「セクター別区分」について
 - ⑥ 「他行の支店に対する債権」について
- (2) 国(地域)別の分類方法について

4. (2) 「合計(最終リスクベース)」記入上の留意点

- (1) 各項目の計上方法
 - ① 「債権残高」について
 - ② 「デリバティブ関連与信」について
 - ③ 「支払承諾勘定残高」について
 - ④ 「コミット済未実行残高」について
 - ⑤ 「セクター別区分」について
 - ⑥ 「現地向け」について

(2) 国（地域）別の分類方法について

- ① 「債権残高」に計上する取引の国別分類の方法（最終リスクベース）
- ② 「デリバティブ関連与信」、「支払承諾勘定残高」及び「コミット済未実行残高」欄に計上する取引の国別分類の方法

1. 本報告全般に関して

(1) 報告対象者、報告事項など

①報告対象者

本報告書の報告対象者は、本邦に本店を有する特別国際金融取引勘定承認銀行等のうち下記 a. 又は b. に該当する者並びに外国為替令第 18 条の七第 2 項第 2 号ハ、ヘ及びトに規定する外国為替業務に係る取引・行為に基づく月末の債権残高が 1,000 億円に相当する額を超える者のうち、特に必要があると認めて財務大臣が指定した銀行等とする。外国に本店を有する銀行等については本報告書の報告対象外である。

a. 外国に支店を有する者

b. 外国に支店を有しない者であって、非居住者に対する 12 月末の債権残高が 1,000 億円に相当する額を超える者（この場合、翌四半期<翌年 3 月末>分より本報告書の提出を要する。なお、当該 12 月末の債権残高とは、別紙様式第 33 における非居住者に対する債権残高の合計額をいう）。

②報告事項

報告事項は、報告対象者の毎四半期末現在における本邦店の非居住者向け債権残高（居住者向け債権で、最終リスクベースでみたリスクが非居住者に移転するものを含む）、海外店・海外現地法人の全債権残高である。また、本邦店および海外店・海外現地法人のデリバティブ関連与信、支払承諾勘定残高及びコミット済未実行残高（最終リスクベースでみて、取引の相手方が本邦国籍者となる取引を除く）も報告事項である。なお、本邦店の居住者向け債権で、最終リスクベースでみてもリスクが非居住者に移転しないと考えられる債権については、本報告の対象とはならない。

③連結の対象

実質的な支配をしていると認められる海外現地法人について本報告の連結対象とすること。すなわち、①議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及び②議決権の過半数を自己の計算において所有していない会社のうち実質的に他の会社を支配していると認められる会社、のうち海外に所在するものを連結の対象とする。なお国内子会社の海外現地法人については、報告の対象外とする。

(2) 報告方法など

①報告の方法

報告は、「日本銀行外為法手続きオンラインシステム」による電子ベースまたは紙ベース（日本産業規格 B 4<普通紙>）によるものとし、報告方法は原則、電子ベースとする。

②報告時期

毎年 3 月末、6 月末、9 月末及び 12 月末現在において報告書 1 通を作成し、翌月末までに日本銀行を経由して財務大臣に提出すること。その際、郵送による場合は、郵送に係る日数を十分考慮すること。

③報告単位

報告単位は、百万米ドル（小数第一位未満を四捨五入し小数第一位まで記入）とする。なお、

米ドル以外の通貨は、報告時点の市場実勢レートにより米ドル換算の上、記入すること。

2. 記入上の留意点 <「(1) 合計 (連結ベース)」, 「(2) 合計 (最終リスクベース)」共通>

(1) 用語の定義

本記載要領上、用語は以下の定義によるものとする。

① 居住者と非居住者

居住者と非居住者の判定の基準は、「外国為替法令の解釈及び運用について（大蔵省通達昭和 55 年 11 月 29 日蔵国第 4672 号）」の「居住性の判定基準」によることとする。

居住者とは、本邦法人等（法人、団体、機関その他これに準ずる者）の場合は、本邦内に主たる事務所を有している者、外国法人等の場合は、外国法人の本邦にある支店、出張所その他の事務所のことをいう。一方、非居住者とは、本邦法人等の場合は、本邦法人の外国にある支店、出張所その他の事務所、外国法人等の場合は、本邦にある外国政府の公館（使節団を含む）、国際機関のことをいう。

② 所在地ベース

所在地ベースとは、債務者となる主体の本店の所在地や保証の有無に関わらず、債権の残高を債務者の所在地に基づいて分類することをいう。

(例)	取 引	国別区分
	A 国に本店が所在する主体の在 B 国支店 向け	B 国
	A 国に親会社が所在する主体の在 B 国現法 向け	B 国

③ 国籍ベース

国籍ベースとは、債権の残高を債務者の国籍に基づいて分類することをいう。支店は本店の所在地を国籍とみなし、現地法人はその所在地を国籍とみなす。

(例)	取 引	国別区分
	A 国に本店が所在する主体の在 B 国支店 向け	<u>A 国</u>
	A 国に親会社が所在する主体の在 B 国現法 向け	B 国

④ 最終リスクベース

最終リスクベースとは、契約上の最終的な支払義務を持つ主体の所在地に基づいて分類することをいう。したがって、最終リスクベースの計数は、国籍ベースの債権残高を基本に、保証やクレジットデリバティブなどによるリスクの移転を勘案して分類する（詳細については後述）。すなわち、他国の主体からの保証やクレジットデリバティブにより、債権のリスクが別の主体へ移転したと考えられる場合、直接の与信先ではなく、移転した先の所在国への与信とみなす。

⑤連結ベース

債権残高を合算する際、本店と支店・海外現地法人間、および支店・海外現地法人相互間の債権（出資金を含む）を相殺して、残高を報告することをいう。

(2) 「債権残高」の対象となる取引

本報告においては、バランスシートの資産項目のうち、他の主体への債権に該当するものを計上すること（ただし出資を含む）。なお信託勘定を有する先は、同勘定を含めて計上すること。

3. (1) 「合計（連結ベース）」記入上の留意点

(1) 各項目の計上方法

① 「債権残高」について

「債権残高」欄には、下記 i 及び ii に該当する債権残高を連結ベースにより合算した残高を計上すること。「債権残高」に含まれる取引については、上記 2-(2) に挙げられたものとする。

※ 本邦国籍の信託銀行に信託している債権残高を除く。

i 本邦店

対非居住者債権残高（本支店勘定を除く）

対居住者債権残高のうち最終リスクが非居住者に帰するもの

ii 海外店・海外現地法人（以下「海外拠点」と呼称）

全債権残高（本支店勘定及び現地通貨建現地向け残高を除く）

② 「現地通貨建現地向け債権債務残高」について

邦銀の海外拠点における現地通貨建現地向け債権取引については、「現地通貨建現地向け残高」の「債権」及び「債務」欄に外書記入（「債権残高」欄には含めない）すること。

なお、ここで言う「現地通貨建」とは、各海外拠点の所在国における法定通貨のことを指し、「現地向け債権」とは、債権者である海外拠点から所在地ベースでみて、債務者が当該海外拠点と同じ国に所在している場合のことを指すものとする（例えば、報告行のニューヨーク支店が現地においてドイツの銀行のニューヨーク支店に米ドル建てで資金放出を行った場合が該当）。

③ 「期間別区分」について

i 短期と中長期

債権残高について、原契約期間等が1年以内のものを「短期」、1年超のものを「中長期」として区分する。

ii 残存期間別区分

i の「中長期」の債権残高について、さらに残存期間別に、「1年以内」、「1年超2年以内」、「2年超」及び「分類不能」に分類する。なお、「分類不能」区分には、特定取引勘定で保有している有価証券や株式、直接投資などの期間の定めのないものを記載すること。

④「債権別区分」について

i 貸付金

銀行法施行規則第 18 条第 2 項に従って作成される貸借対照表上の勘定科目「貸出金」に分類される債権（割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越）について記入すること。

ii その他（貸付金以外の債権）

a. 資金放出

他行への預け金（譲渡性預金のうち指名債権のものを含む）、コール・ローン、レポ取引による資金の貸付など、金融機関相互の短期の資金取引の結果生じる債権を記入すること。

b. 有価証券

会計上、有価証券として取扱うものについて計上すること。

⑤「セクター別区分」について

i 公的機関

各国の中央政府、地方政府、社会保障基金、中央銀行（通貨当局を含む）、および政府が出資する金融機関・企業・国際機関、について記入すること。

※ 欧州中央銀行（European Central Bank、ECB）向け債権については、ドイツ国内の公的機関向け債権、国際決済銀行（Bank for International Settlements、BIS）向け債権については、スイス国内の公的機関向け債権とみなすこと。

ii 民間金融機関

預金（譲渡性預金等を含む）を受入れることができ、自己勘定において与信または証券投資を行っている民間企業について記入すること。また、中央銀行や国際機関を除き、預金（譲渡性預金等を含む）を受入れることができる金融機関については、政府出資があっても民間金融機関に分類すること。

なお、債権の相手先の所在する国・地域の制度により、金融機関としての取扱いを受けているかを勘案して判断すること。

⑥「他行の支店に対する債権」（本店国籍区分、支店所在地国区分）について

債権の相手方が他行の支店である場合において、その支店の所在国がその本店の所在国（すなわち、本店の国籍）と異なるときは、債権残高を、「他行の支店に対する債権」欄に次のとおり記入すること（「対公的機関」欄に計上した債権は対象外であり「他行の支店に対する債権」に含めない）。

a. 本店の国籍に該当する国名の「本店国籍区分」欄に債権残高を内書記入（債権残高の計に含める）。

b. 支店の所在国に該当する国名の「支店所在地国区分」欄に債権残高を外書記入（債権残高の計には含めない）。

(例)

A 国籍の銀行の在 B 国支店向け

→ A 国の「本店国籍区分」欄（内書）

→ B 国の「支店所在地国区分」欄（外書）

(2) 国（地域）別の分類方法について

本報告書様式の区分に従って国籍ベースにより記入すること。ただし、現地通貨建現地向け債権・債務残高については、すべて所在地ベースにより記入すること。

なお、本報告書様式に記載されていない国に対して残高がある場合には、当記載要領の別表「地域別・国別分類表」により、当該国の属する地域の「その他」欄に一括してその合計を記入すること。

4. (2) 「合計 全対象与信（クロスボーダー与信及び現地向け与信）合算ベース、連結ベース、最終リスクベース」記入上の留意点

(1) 各項目の計上方法

① 「債権残高」について

「債権残高」欄には、「(1) 合計（連結ベース）」の「債権残高」に計上した残高に、「(1) 合計（連結ベース）」の「現地通貨建現地向け債権残高」を合算の上、連結ベースかつ最終リスクベースにより残高を計上すること。

② 「デリバティブ関連与信」について

下記に該当する OTC デリバティブ取引を時価評価した際の評価益（再構築コスト）の残高について、連結ベースかつ最終リスクベースで記載すること（ただし国籍ベースでの報告も認める扱いとする。また、取引の相手方が本邦国籍者となる取引については報告の対象外とする）。

ただし法的に有効なマスターネットリング契約（一つの契約について債務不履行等の一括清算事由が生じた場合に、契約の対象となるすべての取引について、単一通貨の純額で決済することとする契約）を有する場合には、その範囲内で相殺して記載すること。ネットでマイナスとなった場合には、マイナス計上せずゼロと扱うこととする。

信託勘定について、運用裁量権の無い信託勘定における取引で、運用権者からの指図に基づくデリバティブ取引の結果発生する評価益については、報告を要しない。

※ クレジットデリバティブを保有資産のヘッジとして用いる場合、原則として評価益が発生していても「デリバティブ関連与信」には計上しない扱いとする（ヘッジ対象資産のエクスポージャーは、すでに最終リスクベースの債権残高においてクレジットデリバティブ取引の相手方向けとして計上されていると考えられるため）。

※ クレジットデフォルトスワップ取引のプロテクションセラーのポジション、またはそれに類似した取引で、当該取引を時価評価せず保証行為として経理している場合には、原則として、取引の想定元本を「支払承諾勘定残高」に計上し、「デリバティブ関連与信」には計上しない扱いとする。

リスクファクターによる分類	商品タイプ
外為関連のOTC派生商品取引	フォワード
金利関連のOTC派生商品取引	スワップ
エクイティ関連のOTC派生商品取引	オプション
コモディティOTC派生商品取引	・ 売り
信用リスク関連のOTC派生商品取引（クレジットデリバティブ）	・ 買い
その他のOTC派生商品取引	その他商品

③「支払承諾勘定残高」について

銀行等が顧客からの依頼に基づき、顧客が第三者に対して負担する債務の支払等を保証しているものの残高を、連結ベースかつ最終リスクベースで記載すること（ただし国籍ベースでの報告も認める扱いとする。また、顧客が本邦国籍者となる取引については報告の対象外とする）。主な取引としては、他の金融機関からの借入金に対する保証、手形の保証、外国為替取引に伴う L/C の発行及び債券の発行保証等。

※ クレジットデフォルトスワップ取引のプロテクションセラーのポジション、またはそれに類似した取引で、当該取引を時価評価せず保証行為として経理している場合には、原則として、取引の想定元本を「支払承諾勘定残高」に計上すること。

④「コミット済未実行残高」について

借手の借入実行通知に対して貸手が融資を拒絶する権利のないコミットメントラインについて、極度額から借手の実行残高を差引いた額を、連結ベースかつ最終リスクベースで記載すること（ただし国籍ベースでの報告も認める扱いとする。また、取引の相手方が本邦国籍者となる取引については報告の対象外とする）。

⑤「セクター別区分」について

「（１）合計（連結ベース）」の分類に準じること。

⑥「現地向け」について

現地向け債権（債権者である海外拠点から所在地ベースでみて、債務者が当該海外拠点と同じ国に所在している場合）のうち、最終リスクベースにより整理しても同じ国に存在する債権の残高を計上。

（例）

NY 支店の米銀 NY 支店への資金放出 → 「現地向け」に含まれる
NY 支店の独銀 NY 支店への資金放出 → 「現地向け」に含まれない

(2) 国（地域）別の分類方法について

①「債権残高」に計上する取引の国別分類の方法（最終リスクベース）

「債権残高」に計上する取引については、本報告書様式の区分に従って最終リスクベースにより記入すること。最終リスクベースの算出にあたっては、国籍ベースの残高を基本に、「保証・保証類似行為」、「クレジットデリバティブ」、「担保」の信用リスク移転効果を主に勘案すること。同一国内のセクター間でリスクが移転する場合にもこれを勘案して報告すること。ただし「担保」については、これを把握して最終リスクベースを報告することが困難である場合、勘案せずに報告しても差し支えない。

※ 信託勘定における運用裁量権の無い資産について、最終リスクベースで報告することが困難である場合には、国籍ベースで報告しても差し支えない。

i 最終リスクベース算出の基本的考え方

最終リスクベースの与信額の算出にあたっては、以下のように信用リスクを移転する取引を把握し、最終的なリスクを負担する主体の国籍をセクター別に計上すること。

(例) マレーシアの民間企業向け債権 (10 億ドル) に関し、米系銀行より当該企業向け債権に関する保証を受けた (元本 10 億ドル) 場合

国籍ベース与信残高			
	計	うち公的機関	うち金融機関
マレーシア	10	0	0
米国	0	0	0

↓

(リスク移転取引)							
保証者 (国籍別計数に足す)				債務者 (国籍別計数から引く)			
	計	うち公的機関	うち金融機関	計	うち公的機関	うち金融機関	
マレーシア	0	0	0	10	0	0	0
米国	10	0	10	0	0	0	0

↓

最終リスクベース与信残高			
	計	うち公的機関	うち金融機関
マレーシア	0	0	0
米国	10	0	10

ii 保証・保証類似行為の最終リスクベースの勘案における留意点

- ・ 特定の債権に関し保証を受けた場合には、保証者の国籍を最終リスクベースとみなすこと。
- ・ 特定の債権に関しトランスファーリスクのみに関し保証を受けた場合 (債務者の信用リスクがカバーされていない場合) には、原則として、保証者の国籍ではなく、債務者の国籍を最終リスクベースとみなすこと。

iii クレジットデリバティブ取引の最終リスクベースの勘案における留意点

- ・ クレジットデリバティブを保有資産のヘッジとして用いる場合には、クレジットデリバティブのリスク移転効果を勘案し、最終リスクベースの与信額を算出すること (この場合、当該ポジションの市場価値を「デリバティブ関連与信」には計上しない)。
- ・ 参照資産の国籍が複数にまたがり、対象となる債権の国籍の把握が困難である場合、原則として、これを推計することにより報告すること。
- ・ プロテクションセラーに相当する取引の相手方が SPC である場合には、SPC の所在国へリスクが移転したとみなすこと。ただし、SPC への投資家の払込金が担保資産として運用されている場合で、かつ担保資産の国籍が特定可能な場合には、原則として、当該担保資産の国籍を最終的なリスク移転先とみなすこと。

(参考) クレジットデリバティブの取扱いの考え方

		取引の目的	
		ヘッジ目的	ヘッジ目的ではない
時価評価 (会計上)	している	リスク移転取引として取扱う（時価評価をデリバティブ与信に計上しない）	時価評価しデリバティブ与信に計上
	していない	リスク移転取引として取扱う	計上しない（プロテクションのセラー等で、保証として経理されている場合には、支払承諾勘定に計上。）

iv 担保取引の最終リスクベースの勘案における留意点

- 担保取引を最終リスクベースの与信額に勘案する場合、担保として勘案する資産の範囲、担保の評価方法等については、報告者の内部のリスク管理に照らし整合的な方法を採用すること。

v 最終リスクベースの勘案におけるその他の留意点

- ストラクチャードファイナンスのスキームにおいて、設立された SPC 等が発行した証券を購入した場合、原則として、裏付けとなる資産のリスクが所在する国を、最終リスクが所在する国として計上すること。また、プロジェクトファイナンス等のスキームにおいて、設立された SPC 等への貸付についても同様に扱うこと。
- ストラクチャードファイナンスのスキームにおいて、裏付け資産の国籍が複数にまたがり、対象となる債権の国籍の把握が困難である場合、原則として、これを推計することにより報告すること。
- 貿易金融における輸出手形の買取りは、原則として、以下の通り経理すること。ただし、輸出者に対して遡及権が無い場合などはこの限りではない。

	L/C有	L/C無
国籍ベース	L/C発行銀行の国籍	輸入者の国籍
最終リスクベース	輸出者の国籍	輸出者の国籍

② 「デリバティブ関連与信」、「支払承諾勘定残高」及び「コミット済未実行残高」欄に計上する取引の国別分類の方法

「デリバティブ関連与信」、「支払承諾勘定残高」及び「コミット済未実行残高」欄に計上する取引については、本報告書様式の区分に従い、原則として、最終リスクベースで記入すること（ただし国籍ベースでの報告も認める扱いとする）。

地域別・国別分類表

アジア州

アフガニスタン
インド
インドネシア
カンボジア
シンガポール
スリランカ
タイ
ネパール
パキスタン
バングラデシュ
フィリピン
ブータン
ブルネイ
ベトナム
マカオ
マレーシア
ミャンマー
モルディブ
モンゴル
ラオス
韓国
香港
台湾
中国
東ティモール
北朝鮮

ラテンアメリカ

アルゼンチン
ウルグアイ
エクアドル
エルサルバドル
ガイアナ
グアテマラ
コスタリカ
コロンビア
スリナム
チリ
ニカラグア
パラグアイ
フォークランド諸島
ブラジル
ペネズエラ
ペリウ
ペルー
ボリビア
ホンジュラス
メキシコ

中近東

アラブ首長国連邦
イエメン
イスラエル
イラク
イラン
エジプト
オマーン
カタール
クウェート
サウジアラビア
シリア
パレスチナ
バーレーン
ヨルダン
リビア
レバノン

アフリカ州

アルジェリア
アンゴラ
ウガンダ
エスワティニ
エチオピア
エリトリア
ガーナ
カーボベルデ
ガボン
カメルーン
ガンビア
ギニア
ギニアビサウ
ケニア
コートジボワール
コモロ
コンゴ共和国
コンゴ民主共和国
サントメ・プリンシペ
ザンビア
シエラレオネ
ジブチ
ジンバブエ
スーダン
セーシェル
セネガル
セントヘレナ
ソマリア
タンザニア
チャド
チュニジア
トーゴ
ナイジェリア
ナミビア
ニジェール
ブルキナファソ
ブルンジ
ベナン
ボツワナ
マダガスカル
馬拉ウイ
マリ
モーリシャス
モリタニア
モザンビーク
モロッコ
リベリア
ルワンダ
レソト
赤道ギニア
中央アフリカ
南アフリカ
南スーダン

西欧諸国

アイスランド
アイルランド
アンドラ
イタリア
オーストリア
オランダ
ガーンジー
キプロス
ギリシャ
グリーンランド
クロアチア
サンマリノ
ジブラルタル
ジャージー
スイス (BIS を含む)
スウェーデン
スペイン
スロベニア
セルビア
デンマーク
ドイツ (ECB を含む)
トルコ
ノルウェー
バチカン
フィンランド
フェロー諸島
フランス (仏領ギアナ、
レユニオン、モナコ、
サンピエール、
ミクロン島を含む)
ベルギー
ボスニア・ヘルツェゴビナ
ポルトガル
北マケドニア
マルタ
マン島
モンテネグロ
リヒテンシュタイン
ルクセンブルク
英国 (ガーンジー、
ジャージー、
マン島を含む)
旧ユーゴスラビア

東欧諸国

アゼルバイジャン
アルバニア
アルメニア
ウクライナ
ウズベキスタン
エストニア
カザフスタン
キルギス
ジョージア
スロバキア
タジキスタン
チェコ
トルクメニスタン
ハンガリー
ブルガリア
ベラルーシ
ポーランド
モルドバ
ラトビア
リトアニア
ルーマニア
ロシア
旧ソ連
旧チェコ・スロバキア

カナダ

米国

カリブ海諸国

アルバ
キューバ
グレナダ
ケイマン諸島
ジャマイカ
セントビンセント
セントルシア
タークス及びカイコス諸島
ドミニカ
ドミニカ共和国
トリニダード・トバゴ
ハイチ
パナマ
バハマ
バミューダ諸島
バルバドス
英領西インド洋諸島
(アンティグア・バーブダ、
セントクリストファー・ネービス
を含む)
蘭領アンチル

大洋州

オーストラリア
キリバス
サモア
ソロモン諸島
ツバル
トンガ
ナウル
ニューカレドニア
ニュージーランド
バヌアツ
バブアニューギニア
パラオ
フィジー
マーシャル諸島
ミクロネシア
ワリス・フテュナ諸島
仏領ポリネシア

国際機関